別記第十六号様式中「リース資産」を「使用権資産」に、「繰延税金資産		
×××　　×××　　×××　　×××　　×××」を「繰延税金資産　　使用権資産		
×××　　×××」に「リース債務」を「リース負債」に改める。		
別記第十七号様式中「支払利息	×××	×××
×××」を「支払利息　　リース負債に係る利息費用	×××	×××
に改める。		
別記第二十一号様式中「短期借入金	×××	×××
×××」を「長期借入金　　リース負債	×××	×××
借入金	×××	×××
×××」を「長期借入金　　リース負債	×××	×××
別記第二十三号様式中「支払利息	×××	×××
×××」を「支払利息　　リース負債に係る利息費用	×××	×××
改める。		
別記第二十六号様式中「短期借入金	×××	×××
×××」を「短期借入金　　リース負債	×××	×××
ス債務」を「リース負債」に、「　その他の包括利益累計額合計	×××	×××
×××」を「　その他の包括利益累計額合計　　新株予約権	×××	×××
に改める。		
別記第二十七号様式中「支払利息	×××	×××
×××」を「支払利息　　リース負債に係る利息費用	×××	×××
改める。		

附　則

（施行期日）

1　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（以下この項において「新命令」という。）の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、新命令の規定を適用することができる。

○総務省令第二十二号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項及び第六項並びに第七条第五項の規定に基づき、住民基本台帳法施行規則及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

総務大臣　村上誠一郎

住民基本台帳法施行規則及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令

（住民基本台帳法施行規則の一部改正）

第一条　住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線を囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信技術活用法の適用）	（情報通信技術活用法の適用）
第五十二条　法及び令の規定による申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第三条第八号に規定する申請等をいう。以下この項において同じ。）について情報通信技術活用法第六条第六項の規定を適用する場合における同項に規定する主務省令で定める場合は、次の表の上	**第五十二条**　法及び令の規定による申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第三条第八号に規定する申請等をいう。以下この項において同じ。）について情報通信技術活用法第六条第六項の規定を適用する場合における同項に規定する主務省令で定める場合は、申請等をす